

震災支援に関する見舞金などの申請受付の終了時期

東日本大震災に伴う住宅被害支援制度については、既に広報さくらがわ（昨年12月1日号）で掲載しました。今回は、申請受付の終了時期についてお知らせします。

- ・見舞金・義援金／平成24年3月30日
 - ・支援金・基礎支援金／平成25年4月10日
 - ・加算支援金／平成26年4月10日
- （り災証明の申請は、平成24年2月29日までに）

「茨城県・桜川市からの災害見舞金」および「日本赤十字社・共同募金会・茨城県からの義援金」については、申請期限が、いずれも本年3月30日（金）までとなっています。

「被災者生活再建支援制度による支援金」については、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）は、申請期限が平成25年4月10日（水）、また、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）は、申請期限が平成26年4月10日（木）までとなります。

は、広報さくらがわ12月号でご確認ください。

見舞金・義援金への申請には市が発行する「り災証明書」が必要です。

つきましては、見舞金・義援金を申請するためには、必ず2月29日（水）までに「り災証明書」の申請をされるようお願いいたします。

2月29日以降に、り災証明書の申請をした場合、見舞金・義援金の申請期限までに「り災証明書」が発行できない可能性があります。

■問合先／社会福祉課 災害見舞金・義援金担当（☎581-5111・7513111、内線2312・2315）

震災被害者への税の軽減措置

東日本大震災により被害を受けた方は、税の軽減などの措置が受けられます。

国税・地方税の軽減措置

震災により被害を受けられた方は、所得税などの軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続を行うことができます。また、地方税の軽減措置なども受けることができます。（下表参照）

合もありません。

■問合先／〈国税〉下館税務署（☎0296124121）、〈地方税〉茨城県税務課（☎029130112414）または桜川市税務課（☎5815111・7513111代表）

農業委員会からのお知らせ

農地を相続したときは農業委員会に届出が必要です

農地法が改正（平成21年度）され、相続などによる農地法の許可を要しない権利の取得については、農業委員会にその旨の届出をしなければなりません。

この届出により、農地の権利取得を農業委員会が把握し、届出のあった農地について

てその利用を促すためのあつせんなどを行い、農地の有効利用を図ってまいります。

農地の利用権設定（未相続農地等）には同意書を

未相続農地・共有農地に対する利用権の設定には、下表の関係相続人等の同意が必要です。

利用権設定年数	同意の割合
5年未満	関係相続人の2分の1以上の同意
5年以上	関係相続人全員の同意

■問合先／農業委員会事務局（☎5815111・7513111代表）

地方税の軽減措置

	税制上の措置	概要
県 税	不動産取得税の軽減措置	・耕作等が困難となった農用地に代わる農用地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。 ・警戒区域内にあった農用地に代わる農用地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。
市 税	個人住民税の軽減措置	住宅・家財等に損害を受けた方は、雑損控除の適用により個人住民税の軽減を受けることができます。